

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の規定により、指定特定相談支援事業者として指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

一宮市長 中野 正康

1. 指定等に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人おりすと福祉会
一宮市大和町氏永字三反割 25 番地
2. 指定等に係る事業所の名称及び所在地
相談支援センター ライトハウス
一宮市大和町氏永字三反割 25 番地
3. 指定等の年月日
令和 8 年 7 月 1 日
4. 指定等に係る事業の種類
指定計画相談支援
5. 事業所番号
2332100342